

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成30年1月17日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1700579 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (国) 第 1700047 号

第 1 結論

請求期間のうち、昭和 46 年 1 月から同年 12 月までの期間及び昭和 48 年 1 月から同年 12 月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 46 年 1 月から昭和 51 年 3 月まで

私は、昭和 40 年頃に独立して電気設備工事業を行っており、税理士に帳簿や確定申告書の作成を依頼していた。請求期間の国民年金保険料が未納と記録されているが、妻が夫婦の保険料を納付してくれていた。

当時の確定申告書の控えを提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る各年分の所得税の確定申告書の控え（以下「申告書」という。）を提出しているところ、当該申告書には税務署の收受印（昭和 46 年分、昭和 50 年分及び昭和 51 年分）又は郵便局の受領印が押された書留郵便物受領証（昭和 47 年分、昭和 48 年分及び昭和 49 年分）が添付されており、当時作成された申告書であることが認められるほか、社会保険料控除欄に「国民年金」（昭和 46 年分、昭和 47 年分、昭和 49 年分、昭和 50 年分及び昭和 51 年分）又は「年金」（昭和 48 年分）として控除額が記載されていることが確認できる。

上記申告書の昭和 46 年分及び昭和 48 年分において、社会保険料控除欄の「国民年金」又は「年金」として記載された控除額は、それぞれの年の 1 月から 12 月までの期間に係る二人分の国民年金保険料合計額と一致しているところ、請求者の妻に係るオンライン記録によると、当該期間に係る妻の保険料は納付済みとされており、請求者の世帯には、ほかに国民年金被保険者はいないことから、請求者及びその妻の二人分の保険料納付額が記載されたものであると推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間のうち昭和 46 年 1 月から同年 12 月までの期間及び昭和 48 年 1 月から同年 12 月までの期間に係る国民年金保険料を納

付していたものと認められる。

一方、上記申告書の昭和 47 年分及び昭和 49 年分において、社会保険料控除欄の「国民年金」として記載された控除額は、それぞれの年の 1 月から 12 月までの期間に係る一人分の保険料合計額に一致し、昭和 50 年分については一人分の保険料合計額におおむね一致しているところ、請求者の妻に係るオンライン記録によると、これらの期間の保険料は納付済みであることから、社会保険料控除欄に記載された一人分の控除額は、請求者の妻の保険料納付額が記載されたものであると推認できる。

また、オンライン記録では、請求者は請求期間直後の昭和 51 年 4 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料は納付済み、請求者の妻は昭和 51 年 1 月から同年 12 月までの期間の保険料が納付済みとされているところ、昭和 51 年分の申告書に記載された控除額は、当該年分のおおむね一人分の保険料合計額でしかなく、二人分の保険料合計額とは大きく相違していることから、請求期間のうち、昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの期間については、当該年分の申告書をもって保険料を納付したものと認めることはできない。

さらに、請求者の国民年金保険料を納付したとする請求者の妻は、保険料を納付していた期間と納付していない期間を特定することができない旨陳述しているなど、保険料の納付状況等に関する記憶が不明確である。

そのほか、請求者が請求期間のうち昭和 47 年 1 月から同年 12 月までの期間及び昭和 49 年 1 月から昭和 51 年 3 月までの期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる申告書以外の関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が、請求期間のうち昭和 47 年 1 月から同年 12 月までの期間及び昭和 49 年 1 月から昭和 51 年 3 月までの期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1700513 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (国) 第 1700046 号

第 1 結論

平成 17 年 10 月、平成 18 年 3 月から平成 19 年 8 月までの請求期間、平成 19 年 12 月から平成 20 年 7 月までの請求期間、平成 21 年 4 月から同年 9 月までの請求期間、平成 22 年 10 月、平成 25 年 1 月及び同年 2 月並びに平成 12 年*月から平成 15 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 17 年 10 月
② 平成 18 年 3 月から平成 19 年 8 月まで
③ 平成 19 年 12 月から平成 20 年 7 月まで
④ 平成 21 年 4 月から同年 9 月まで
⑤ 平成 22 年 10 月
⑥ 平成 25 年 1 月及び同年 2 月
⑦ 平成 12 年*月から平成 15 年 3 月まで

私は、請求期間①から⑦までの各請求期間に係る国民年金保険料を A 郵便局、B 郵便局、C 銀行 A 支店、D 銀行 A 支店、コンビニエンスストアのいずれかにおいて納付した。また、基礎年金番号が重複して付番されているかもしれないので、念のため調べてほしい。

請求期間①に係る国民年金保険料については、C 銀行 A 支店の預金口座から預金を引き出し、その直前の期間の保険料と一緒に平成 18 年 4 月 24 日に、又は同日以外において当該保険料の時効消滅前に納付した。

また、請求期間②から⑤までの各請求期間に係る国民年金保険料については、当該保険料の時効消滅前に数回に分けて納付した。郵便局では、所定用紙の「払込取扱票」を使って保険料を納付したかもしれない。

請求期間⑥に係る国民年金保険料については、県民税及び保険料の納付のため平成 26 年 3 月 27 日に貯金口座から 12 万 8,000 円を引き出し、同年 5 月 31 日までに上記の金融機関等のいずれかで納付した。場所は、コンビニエンスストア E 店だったかもしれない。

請求期間⑦の学生納付特例期間については、当該期間に係る国民年金保険料を平成 12 年*月から平成 25 年までの間に数回に分けて納付した。

調査の上、請求期間①から⑦までの各請求期間について、国民年金保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、C銀行A支店(F県)の自身の預金口座から預金を引き出し、その直前の期間に係る国民年金保険料と一緒に平成18年4月24日に、又は同日以外において当該保険料の時効消滅前にA郵便局、B郵便局、C銀行A支店、D銀行A支店、コンビニエンスストアのいずれかで保険料を納付したと陳述しているところ、請求者のオンライン記録によると、平成16年11月から平成17年9月までの期間に係る保険料は平成18年4月24日に納付されていることが確認できる。

しかしながら、G銀行、C銀行A支店、D銀行A支店は、請求者が平成18年4月24日に納付したとする請求期間①に係る国民年金保険料の領収(納付受託)控については保存期間が経過しているため保管していないと回答している。

また、日本年金機構H事務センターは、G銀行及びコンビニエンスストアで納付された国民年金保険料の領収(納付受託)済通知書については保管していないと回答し、日本年金機構I事務センターは、J県外の都市銀行で納付された保険料の領収(納付受託)済通知書については抽出不可能であると回答していることから、当時の資料を確認することができない。

さらに、請求者は、時効消滅前に上記の金融機関等において国民年金保険料を納付したとも陳述しているが、明確な記憶はなく、納付時期を特定することができないことから保険料の納付状況を調査することができない。

加えて、請求者は、C銀行A支店の自身の預金口座は解約しており、口座番号も不明であると陳述していることから、取引記録を確認することができない。

2 請求期間②から⑤までの各請求期間について、請求者は、上記の金融機関等において数回に分けて国民年金保険料を納付したと陳述しているが、明確な記憶はなく、納付時期を特定することができないことから保険料の納付状況を調査することができない。

また、請求者は、郵便局の払込取扱票により国民年金保険料を納付したかもしれないとしているが、払込取扱票によって保険料を納付することはできない。

さらに、請求期間③から⑤までの各請求期間については、オンライン記録により、各請求期間の国民年金被保険者資格の入力処理が平成25年4月17日に行われていることが確認できることから、当該処理が行われるまで各請求期間は国民年金の未加入期間とされ、納付書は発行されず保険料を納付することができない上、当該入力処理が行われた時点では、各請求期間の保険料は時効により納付することができない。

3 請求期間⑥について、請求者は、県民税及び国民年金保険料の納付のため平成26年3月27日に貯金口座から12万8,000円を引き出したことを示す資料として貯金通帳の写しを提出し、同年5月31日までに保険料を納付したと主張しているが、A市は、請求者が市県民税等として同年3月27日に12万7,350円を納付している旨回答していることから、当該貯金引出額の

中に国民年金保険料分が含まれているとは考え難い。

4 請求期間⑦について、学生納付特例期間の国民年金保険料を追納するには、その申出を行う必要があるが、請求者のオンライン記録では、追納申出の記録を確認することができない。

また、請求者は、平成12年*月から平成25年までの間に、上記の金融機関等において数回に分けて請求期間⑦に係る国民年金保険料を納付したと陳述しているが、明確な記憶はなく、納付時期を特定することができないことから保険料の納付状況を調査することができない。

5 請求者は、基礎年金番号が重複して付番されているかもしれないので、念のため調べてほしいと主張しているところ、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったが、請求者に対して基礎年金番号が重複して付番された状況はうかがえない。

そのほか、請求者が請求期間①から⑦までの各請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から⑦までの各請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700583号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1700048号

第1 結論

昭和47年*月から昭和58年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和47年*月から昭和58年9月まで

私は、母から私と妻の国民年金について、二人の保険料はちゃんと掛けてある旨の話を何度も聞いたことをはっきりと覚えている。

請求期間が未納期間とされているのは納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係るオンライン記録によると、国民年金被保険者資格の入力処理が昭和60年5月28日に行われていることから、請求者の国民年金の加入手続は、同年5月頃に行われたことが推認できる。

なお、請求期間当時において国民年金保険料は、1月、4月、7月及び10月の3か月ごとに前月以前の3か月分の保険料を当該月の月末までに納付しなければならないこととされており、当該納付期限から2年を経過したときは時効により保険料を納付することはできないこととされていた。

したがって、請求者が国民年金の加入手続を行ったと推認できる時点では、請求期間のうち、昭和47年*月から昭和58年3月までの期間に係る保険料は、時効により納付することができない。

また、請求期間のうち、昭和58年4月から同年9月に係る国民年金保険料は、上記加入手続時点において過年度納付することが可能であるものの、請求者の国民年金の加入手続及び請求期間の保険料を納付したとする請求者の母親は既に亡くなっており、これらの状況は不明である。

さらに、請求者は、昭和41年1月以降住所に変更がなく、上記加入手続時点に払い出された国民年金の手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)とは別の国民年金番号が払い出されたとは考え難い上、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索シ

ステムの氏名検索においても別の国民年金番号を確認することができない。

そのほか、請求者又は請求者の母親が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者又は請求者の母親が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700517号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700226号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年4月1日から同年12月1日まで

平成15年4月1日にA社に入社し、平成18年4月1日にB社に移るまで、A社において、勤務場所、勤務内容及び仕事の量も変わりなく継続して勤務していたが、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。調査の上、厚生年金保険被保険者記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社を合併したC社の人事・給与計算業務を引き受けているとするD社の担当者の陳述及び請求者が記憶する同僚の回答により、請求者が請求期間にA社において継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、C社から提出されたA社の「シルバー整理員就業規則」によると、雇用期間中に67歳に達した者の入社日の前日(請求者の入社月日は、4月1日であるためその前日は3月31日)以後は再雇用しない旨規定されているところ、上記担当者は、請求者は、平成16年*月に67歳に達したため平成17年3月31日付けで退職し、その後、臨時シルバー整理員として勤務した旨陳述しており、請求者を含む臨時シルバー整理員15名に対し、社会保険加入について、労働日数が正社員の4分の3以上であることから平成17年12月より加入とする旨、また、資格喪失日に遡って資格取得するかどうかは被保険者が決めることとする旨説明し、手続を進めたと思う旨陳述している。

また、C社は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を控除していないと回答しているところ、上記15名のうちの1名から提出されたA社に係る給与支給明細書により、厚生年金保険に加入していない期間の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

さらに、E年金事務所から提出されたA社の請求者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届及び同取得届により、請求者は平成17年4月1日に被保険者資格を喪失し、同年12月1日に

同資格を取得する届出が同社から提出されたことが確認できる。

加えて、F健康保険組合から提出された請求者に係る被保険者台帳によると、請求者の健康保険の加入記録はオンライン記録と一致しており、G県H市長は、請求者が平成17年4月1日に国民健康保険に加入し、同年12月2日に国民健康保険の資格を喪失したと回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。